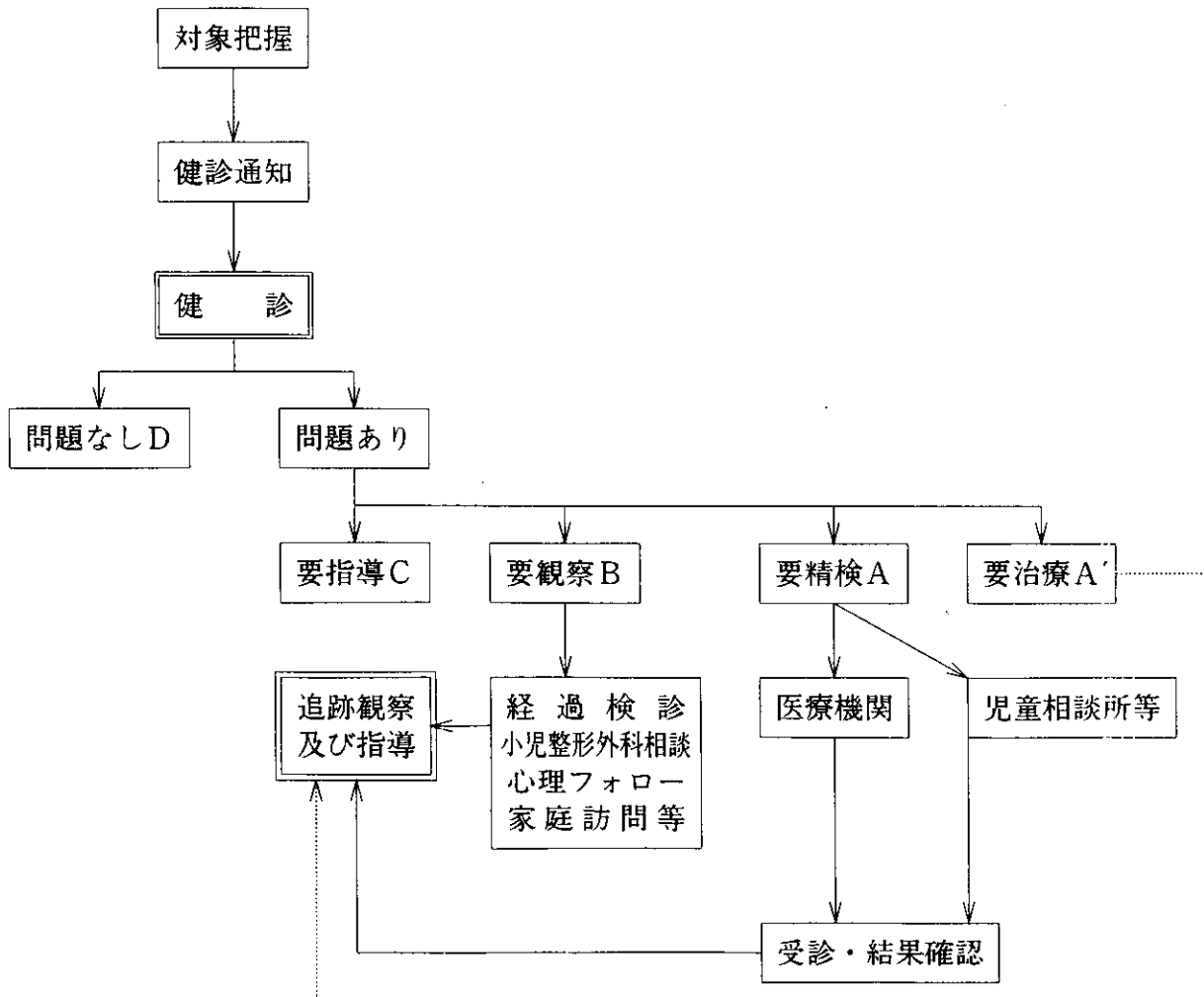


問題なしD		保護者側からも実施者側からも特に問題を認めなかったもの
問題あり (延数)	要指導 C	問題があるが生活指導で問題の解消が可能なもの（保健婦、栄養士、歯科、心理） ・ 健診の場での個別指導 ・ 電話確認
	要観察 B	問題を判定するために一定期間の経過観察を要するもの ・ 経過検診 ・ 家庭訪問 ・ 保健所の小児整形外科相談、相談事業等
	要精検 A	問題があつて精検及び紹介状を要するもの (身体面及び精神発達面)
	要医療 A'	問題があるがすでに管理されているもの 医療が必要なもの

ウ 事後指導のすすめ方



エ 追跡観察の対象及び基準

A の 該当者	A	精検受診状況、受診結果（疾患及び方針）の確認と指導	
	A'	特に、受療状況、症状改善の確認の必要なもの	
B の 該当者	発育不良 栄養問題	体重増加不良 肥満・低身長	各計測値、評価値の±10%タイル値以上及び以下の もので経過観察が必要なもの
	発達の遅 れ	運動・精神・ 言語	該当月数・年齢の正常発達限界以下のもの
	保育環境	育 児 不 安 育 児 下 手	親の訴え及び親子関係の観察から客観的に問題点を 把握して追跡決定する
	そ の 他	整形外科疾患等二次検診等を必要とするもの	

(2) 歯科健診事後指導の考え方

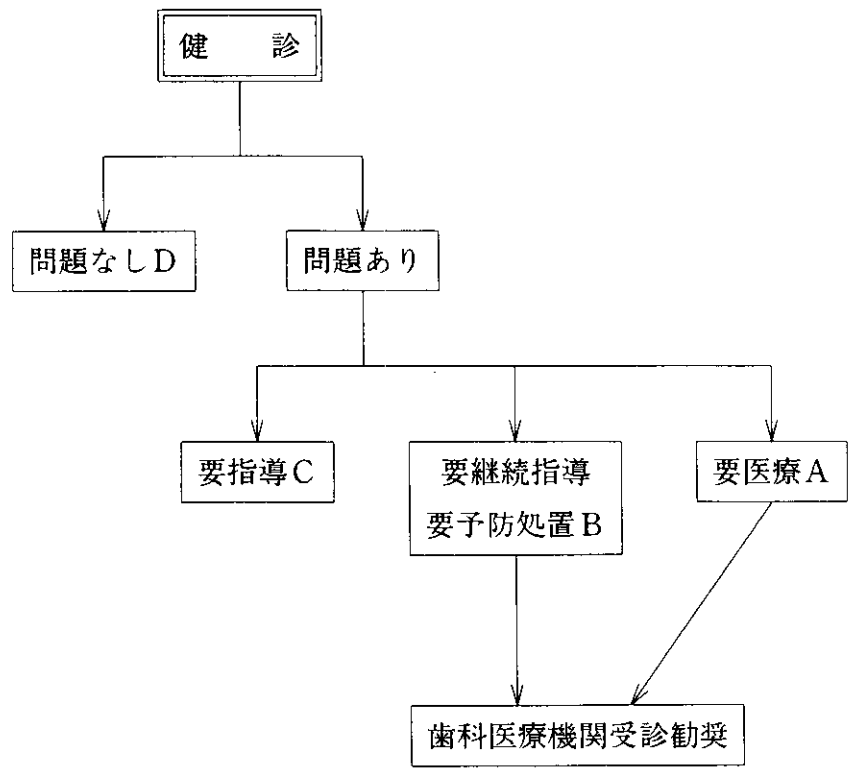
う蝕罹患の増加の仕方から、健診年齢によって事後体制を考慮する必要がある

ア 管理区分

問題なしD		特に問題が認められないもの
問題あり	要指導 C	<ul style="list-style-type: none"> ・う蝕 (CO含む) はないが、個別指導 (歯科、栄養、育児、心理) で問題の改善が可能なもの。 ・歯垢の付着が多いもの。
	要継続指導・ 要予防処置 B	<ul style="list-style-type: none"> ・う蝕 (CO含む) があるもの、または食生活上う蝕のハイリスク要因が複数あるもの ・継続的に指導・予防処置が必要なもの。
	要医療 A	<ul style="list-style-type: none"> ・う蝕Cがあり、フッ化物塗布等の予防処置と併せて早い時期に治療が必要なもの。

イ 事後指導のすすめ方

対象把握から健診までは一般健診と同様



(3) 乳幼児健康診査の情報管理システム

ア 第一次情報	健康診査直後の結果を記載する。 1 乳幼児健診の受診状況 (対象、受診、未受診) 2 健康、育児のチェック、指導状況 (管理区分)	市町村 ↓ 保健所 → 県
イ 第二次情報	事後指導対象者の事後指導結果を記載する。 1 事後指導結果状況 ・乳児期は、健診終了後6か月後報告する。 ・幼児期は、健診終了後1年後報告する。 2 未受診児の受診状況	市町村 ↓ 保健所 → 県
ウ 第三次情報	全県的健康診査状況	保健所 ↓ 市町村 ← 県
エ 第四次情報	母子保健関係情報 (人口動態、事業紹介など)	保健所 ↓ 市町村 ← 県

第一次情報と第二次情報は、四半期毎に報告する。

第三次情報と第四次情報は、1年毎に報告する。

区分		男	女	計	
開設回数					
対象数					
管理区分	受診数				
問題なし（D）					
身体 面 問 題	要指導 （C）	疾 病			
	要観察 （B）	疾 病			
	要精検 （A）	要精検			
	要医療 （A'）	管理中			
		要医療			
	計				
			() () ()		
保育・ 環境・ 栄養	要指導 （C）	保 育			
		栄 養			
	要観察 （B）	保 育			
		栄 養			
計					
			() () ()		
神経芽細胞腫ろ紙配布数					
従 事 者	医 師				
	保 健 婦				
	栄 養 士				
	そ の 他				

※身体面、精神面・生活問題は、延べ件数
() は実数

		要指導	要観察	要精検	要医療	合 計	
		男女	男女	男女	男女	男女	計
a	発達問題 ()						
b	発育問題 体重増加不良 ()						
c	眼科疾患・視覚問題 ()						
d	耳鼻科疾患・聴覚問題 ()						
e	胸部 心疾患雑音 ()						
	その他 ()						
f	整形外科 疾患 開排制限等 ()						
	その他 ()						
g	皮膚疾患 アトピー性 皮膚炎()						
	その他 ()						
h	泌尿器科 停留睾丸 ()						
	その他 ()						
i	保育・環境問題 ()						
j	栄養問題 ()						
k	その他 ()						
計 ()							

※() は、今回初めて発見、問題になったものを再掲

区分		男	女	計	
管理区分	開設回数				
	対象数				
	受診数				
	問題なし (D)				
身体面問題	要指導 (C)	疾病			
		疾病			
	要精検 (A)	要精検			
		管理中			
	要医療 (A')	要医療			
		計	()	()	()
精神面生活問題	要指導 (C)				
	要観察 (B)				
	要精検 (A)				
	計	()	()	()	
再掲 尿検査	蛋白	-			
		±			
		+以上			
	スルホサリチル酸	陰性			
		陽性			
保育・環境・栄養	要指導 (C)	保育			
		栄養			
	要観察 (B)	保育			
		栄養			
計		()	()	()	
従事者	医師・歯科医師				
	保健婦・栄養士				
	心理・歯科衛生士				
	その他				

		要指導	要観察	要精検	要医療	合計	
		男女	男女	男女	男女	男女	計
a	神経発達 ()						
b	肥満 ()						
	低身長 ()						
c	眼科疾患・視覚問題 ()						
d	耳鼻科疾患・聴覚問題 ()						
e	胸部疾患雑音 ()						
	その他 ()						
f	整形外科疾患 ()						
g	アトピー性皮膚炎 ()						
	その他 ()						
h	尿検査、腎疾患 ()						
i	発達遅滞疑 ()						
	言葉問題 ()						
	その他 ()						
j	保育・環境・生活問題 ()						
k	栄養問題 ()						
l	その他 ()						
	計 ()						

※身体面、精神面・生活問題・保育・環境・栄養は、延べ件数 () は実数 ※ () は、今回初めて発見、問題になったものを再掲

分類	追跡内容	追跡対象				精密健診 受診券数	備考										備考 (疾患名別)	
		B 要観察		A 要精検			計	異常なし		異常あり		経過観察		未受診		その他		
		男	女	男	女			男	女	男	女	男	女	男	女	男		女
a	発達問題																	
b	発育 体重増加 不良																	
c	眼科疾患・視覚問題																	
d	耳鼻科疾患・視覚問題																	
e	胸部 心疾患 心雑音																	
	その他																	
f	整形外科 開排制限																	
	その他																	
g	皮膚疾患 アトピー性 皮膚炎																	
	その他																	
h	泌尿器																	
i	保育・環境・生活問題																	
j	栄養問題																	
k	その他																	
	計																	

異常あり 経過観察 その他
 要医療 市町村で 転居
 医療機関で 経過観察中
 経過観察中

7. 幼児健診状況 (第二次情報) 年度 (平成 年 月 ~ 年 月実施分)

分類	追跡内容	追跡対象					精密健診 受診券数	備考										
		B 要観察		A 要精検		計		異常なし		異常あり		経過観察		未受診		その他		(疾患名別)
		男	女	男	女			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
a	精神発達																	
b	発育肥満																	
	低身長																	
c	眼科疾患・視覚問題																	
d	耳鼻科疾患・視覚問題																	
e	胸部 心疾患 心雑音																	
	その他																	
f	整形外科疾患																	
g	皮膚疾患 アトピー性 皮膚炎																	
	その他																	
h	腎疾患、尿検査結果																	
i	精神生活 発達遅滞疑																	
	言葉問題																	
	その他																	
j	保育・環境・生活問題																	
k	栄養問題																	
l	その他																	
	計																	

異常あり 経過観察 その他
 要医療機関で経過観察中 市町村で経過観察中 転居

1歳6か月児歯科健康診査 年度（平成 年 月～ 年 月生まれ）

2歳児歯科健康診査

対象数	開催回数	受診数(率) (%)	う蝕り患者数(率) (%)	う蝕の総数	一人平均う蝕数	う蝕の型別分類					軟組織疾患			その他の要指導			ハイリスク児
						A型	B型	C1型	C2型	不詳	L型	S型	不詳	指しゃぶり	歯列咬合	その他	

- 注1) う蝕型別分類 A型：上顎前歯のみまたは臼歯部のみう蝕
 B型：上顎前歯および臼歯部にう蝕
 C1型：下顎前歯部のみう蝕 C2型：下顎前歯部と他部位にう蝕
 注2) 軟組織疾患 L：局所的原因によるもの S：全身的原因によるもの
 注3) ハイリスク児 :う蝕になりやすい要因をもつ児

1歳6か月児歯科健康診査の従事者数（歯科単独で実施しているところのみ記載）

2歳児歯科健康診査の従事者数

歯科医師	歯科衛生士	栄養士	保健婦	心理職	その他

3歳児歯科健康診査 年度（平成 年 月～ 年 月生まれ）

対象数	受診数(率) (%)	う蝕り患者数(率) (%)	う蝕歯数			一人平均う蝕歯数	う蝕の型別分類					不正咬合					軟組織疾患		その他異常	ハイリスク児		
			未処置数		処置数		総数	A型	B型	C1型	C2型	D型(再掲)	a	b	c	d	e	L型			S型	
			人	歯	人																	歯

- 注1) う蝕型別分類D型（再掲）：う蝕り患者数のうち、6本以上う蝕のある者
 注2) 不正咬合 a：反対咬合 b：上顎前突、過蓋咬合 c：開咬 d：そう生 e：正中離開

発行日 平成9年1月

発行先 231 横浜市中区日本大通1
神奈川県衛生部健康普及課

電話 045(201)1111

地域保健

老人保健関係

老人保健法に基づく事業

1-1 健康手帳

情報の質・保管場所・期限

保管は個人が自らの責任において行うものであり、行政は配布および情報提供に責任を持つ。

入手経路

定型的な業務では個人指導の際に本人の了解の元に記入し本人に返却する。非定型的な業務では、個人から使用目的を明示して、入手することとなる。

事業内利用

-定型的な業務

健康手帳は個人を主体とした健康作りの基本的なツールとして位置づけられる。従って数値的な情報にとどまらない様々な個人情報記録され、個人の健康管理の視点から活用されている。

-非定型的な業務

使用方法によるが、健康手帳は地域住民の詳細な健康情報を入手する手段にもなりうる。この際には責任者・利用目的・保管（場所、方法）・公表方法・業務終了後の処理方法について明示した計画書を作成したうえで、了解を得て入手する。

開示・訂正請求

-定型的な業務においては本人が保持するものである。

-非定型的な業務においては、本人が特定される情報の管理方法について開示する。

1-2 基本健康診査

情報の質・保管場所・期限

市町村が入手する情報の中でもっとも多数の情報であり、地域保健活動を円滑に実施するために様々な活用することが重要と考えられる。保管場所は通常保健センターまたは委託を受けた機関で保管される。保存期限は定められていないが、過去の健診成績との比較等のため最低5年の保管は必要である。

入手経路

住民基本健康診査の場を用いた健康情報の入手を行う。情報には法定の健診項目に含まれるもの、含まれないものの2種類がある。

定型業務

未受診者のフォロー、有所見者のフォローの情報源として活用するとともに、有病率、ニーズの算出（喫煙率、禁煙希望者数等）が主な目的となる。他の業務との連携のための基礎資料として活用されることも多い。

非定型業務

通常健康情報以外の情報（健康意識、行動、血液検査等）の入手により通常健康診断項目に加え解析により、住民の健康状況をより広範囲にかつ詳細に明らかにする目的で実施する調査。通常は他の研究機関等との連携により実施される。

追加情報を必要とする場合

実施目的、実施主体および保管場所、個人特定情報の管理方法、公表方法について明示した計画書に基づいて対象となる個々の住民に説明の上同意を取得する。同意書には使用目的、実施責任者と連絡先、拒否した場合のデータの不使用、拒否により不利益を生じないこと、同意は任意であることを明示する。同意の得られない情報については解析目的で保存しない。

追加情報を必要としない場合

実施目的、実施主体および保管場所、個人特定情報の管理方法、公表方法について明示した計画書に基づいて、基本健康診査の場で住民への掲示、および広報などで実施内容と実施期間、利用されたくない場合の連絡先について明示する。

開示・訂正請求

同意していないものおよび同意を取り消したものが、いつでもどこへ連絡すればよいかを明示したものを作成し、住民がいつでも入手できるよう情報提供する。開示請求に対し、個人特定情報を保管場所で保存状況を確認訂正する。

1-3 健康相談

情報の質・保管場所・期限

健康相談に伴う情報は個人的な内容が多く、数量化できない情報も多い。活用するためには目的を明確にしてデータを整理することが必要となる。保管場所は保健センター内となる。期限は定められていない。

入手経路

健康相談の場での相談に伴う情報入手（あらかじめ作成した調査票による健康相談の場での調査を含む）

定型業務

健康相談の利用数、相談概要、実施日数等

非定型業務

通常健康相談に加え、相談者の状況をより広範囲にかつ詳細に明らかにする目的で実施する調査。通常は他の研究機関等との連携により実施される。

実施目的、実施主体および保管場所、個人特定情報の管理方法、公表方法について明示した計画書に基づいて対象となる個々の住民に説明の上同意を取得する。同意書には使用目的、実施責任者と連絡先、拒否した場合のデータの不使用、拒否により不利益を生じないこと、同意は任意であることを明示する。同意の得られない情報については解析目的で保存しない。

開示・訂正請求

同意していないものおよび同意を取り消したものが、いつでもどこへ連絡すればよいかを明示したものを作成し、住民がいつでも入手できるよう情報提供する。開示請求に対し、個人特定情報を保管場所で保存状況を確認訂正する。

… 1-4 健康教育

・情報の質・保管場所・期限

健康教育に伴う情報は、検査結果・個人の生活情報など広範囲にわたる。個人情報の中でも秘密維持を必要とする情報も含まれる。健康教育の効果評価にも用いられる。活用のためには目的を明確にしてデータを整理することが必要となる。および保管場所は保健センター内となる。期限は定められていない。

入手経路

健康教育の場での情報入手（あらかじめ作成した調査票による調査を含む）

定型業務

健康教育の利用数、実施日数等、効果評価のための解析

非定型業務

通常健康相談に加え、対象者の状況をより広範囲にかつ詳細に明らかにする目的で実施する調査。通常は他の研究機関等との連携により実施される。

実施目的、実施主体および保管場所、個人特定情報の管理方法、公表方法について明示した計画書に基づいて対象となる個々の住民に説明の上同意を取得する。同意書には使用目的、実施責任者と連絡先、拒否した場合のデータの不使用、拒否により不利益を生じないこと、同意は任意であることを明示する。同意の得られない情報については解析目的で保存しない。

開示・訂正請求

同意していないものおよび同意を取り消したものが、いつでもどこへ連絡すればよいかを明示したものを作成し、住民がいつでも入手できるよう情報提供する。開示請求に対し、個人特定情報を保管場所で保存状況を確認訂正する。

… 1-5 機能訓練

・情報の質・保管場所・期限

機能訓練に伴う情報は個人的な内容が多く、数量化できない情報も多い。活用のためには目的を明確にしてデータを整理することが必要となる。保管場所は保健センター内となる。期限は定められていない。

入手経路

機能訓練の場での面談に伴う情報入手（あらかじめ作成した調査票による機能訓練の場での調査を含む）

定型業務

健康相談の利用数、相談概要、実施日数等

非定型業務

通常健康相談に加え、相談者の状況をより広範囲にかつ詳細に明らかにする目的で実施する調査。通常は他の研究機関等との連携により実施される。

実施目的、実施主体および保管場所、個人特定情報の管理方法、公表方法について明示した計画書に基づいて対象となる個々の住民に説明の上同意を取得する。同意書には使用目的、実施責任者と連絡先、拒否した場合のデータの不使用、拒否により不利益を生じないこと、同意は任意であることを明示する。同意の得られない情報については解析目的で保存しない。

開示・訂正請求

同意していないものおよび同意を取り消したものが、いつでもどこへ連絡すればよいかを明示したものを作成し、住民がいつでも入手できるよう情報提供する。開示請求に対し、個人特定情報を保管場所で保存状況を確認訂正する。

… 1-6 訪問指導

健康相談とほぼ同様である。

… 予算事業による保健関連事業

… がん検診

… 基本健康診査と同様

… 健康作り事業等

・情報の質・保管場所・期限

市町村が通常実施できない範囲での、健康作り活動、実態調査をさす。多くは他の研究機関等との連携の元に実施される。保管は保健センターまたは委託先の機関内に保存される。期限は契約書に基づいて定められる。

入手経路

調査計画に基づいて個人からの同意を得て入手。

非定型業務

実施目的、実施主体および保管場所、個人特定情報の管理方法、公表方法について明示した計画書に基づいて対象となる個々の住民に説明の上同意を取得する。同意書には使用目的、実施責任者と連絡先、拒否した場合のデータの不使用、拒否により不利益を生じないこと、同意は任意であることを明示する。同意の得られない情報については解析目的で保存しない。

開示・訂正請求

同意していないものおよび同意を取り消したものが、いつでもどこへ連絡すればよいかを明示したものを作成し、住民がいつでも入手できるよう情報提供する。開示請求に対し、個人特定情報を保管場所で保存状況を確認訂正する。

… 母子保健関係

… 母子保健法に基づく保健事業

… 1-8 母子健康手帳

老人保健事業健康手帳と同様

… 1-9 母子健診

・情報の質・保管場所・期限

市町村が入手する情報の中でもっとも多数の情報であり、地域保健活動を円滑に実施するために様々な活用することが重要と考えられる。保管場所は通常保健センターまたは委託を受けた機関で保管される。保存期限は定められていないが、過去の健診成績との比較等のため最低5年の保管は必要である。

入手経路

母子健診の場を用いた健康情報の入手を行う。情報には法定の健診項目に含まれるもの、含まれないものの2種類がある。

定型業務

有病率、ニーズの算出（健康相談希望数、育児の悩み等）が主な目的となる。

非定型業務

通常健康情報以外の情報（健康意識、行動、血液検査等）の入手により通常健康診断項目に加えた解析により、住民の健康状況をより広範囲にかつ詳細に明らかにする目的で実施する調査。通常は他の研究機関等との連携により実施される。

追加情報を必要とする場合

実施目的、実施主体および保管場所、個人特定情報の管理方法、公表方法について明示した計画書に基づいて対象となる個々の住民に説明の上同意を取得する。同意書には使用目的、実施責任者と連絡先、拒否した場合のデータの不使用、拒否により不利益を生じないこと、同意は任意であることを明示する。同意の得られない情報については解析目的で保存しない。

追加情報を必要としない場合

実施目的、実施主体および保管場所、個人特定情報の管理方法、公表方法について明示した計画書に基づいて、健診の場での住民への掲示、および広報などで実施内容と実施期間、利用されたくない場合の連絡先について明示する。

開示・訂正請求

同意していないものおよび同意を取り消したものが、いつでもどこへ連絡すればよいかを明示したものを作成し、住民がいつでも入手できるよう情報提供する。開示請求に対し、個人特定情報を保管場所で保存状況を確認訂正する。

… 1-10 妊産婦健診

… 1-11 3ヶ月健診

… 1-12 1歳6ヶ月健診

… 1-13 3歳児健診

… 予算事業による保健関連事業

… 1-14 健康づくり関連事業

老人保健事業 と同様

… その他

… 1-15 結核予防法

・情報の質・保管場所・期限

結核検診は予防活動を円滑に実施するために様々な活用することが重要と考えられる。保管場所は通常

保健センターまたは委託を受けた機関で保管される。保存期限は定められていないが、過去の健診成績との比較等のため最低5年の保管は必要である。

入手経路

結核検診の場を用いた健康情報の入手を行う。情報には法定の健診項目に含まれるもの、含まれないものの2種類がある。

定型業務

有病率、精密検査実施率が主な目的となる。他の業務との連携のための基礎資料として活用されることも多い。

非定型業務

通常健康情報以外の情報（健康意識、行動、血液検査等）の入手により通常健康診断項目に加えた解析により、住民の健康状況をより広範囲にかつ詳細に明らかにする目的で実施する調査。通常は他の研究機関等との連携により実施される。

追加情報を必要とする場合

実施目的、実施主体および保管場所、個人特定情報の管理方法、公表方法について明示した計画書に基づいて対象となる個々の住民に説明の上同意を取得する。同意書には使用目的、実施責任者と連絡先、拒否した場合のデータの不使用、拒否により不利益を生じないこと、同意は任意であることを明示する。同意の得られない情報については解析目的で保存しない。

追加情報を必要としない場合

実施目的、実施主体および保管場所、個人特定情報の管理方法、公表方法について明示した計画書に基づいて、基本健康診査の場で住民への掲示、および広報などで実施内容と実施期間、利用されたくない場合の連絡先について明示する。

開示・訂正請求

同意していないものおよび同意を取り消したものが、いつでもどこへ連絡すればよいかを明示したものを作成し、住民がいつでも入手できるよう情報提供する。開示請求に対し、個人特定情報を保管場所で保存状況を確認訂正する。

... 1-16 精神保健福祉法

健康相談と同様

平成14年度の健康診査と同時に行われる 「岩手県北地域コホート研究*」へのご協力について

市の基本健康診査を受診する40歳以上の方を対象として、下記グループと二戸市の共同研究調査を行います。

1. 調査の内容

わが国の主要死因の上位3位を占めるガン、心臓病、脳卒中は、偏った食事などの「悪しき生活習慣」によりかかりやすくなりますが、その結びつきの強さの程度など、まだ十分にはわかっていない面も多くあります。

今回の調査研究は、生活習慣とこれらの病気へのかかりやすさの関係を明らかにする目的で行ないます。同時に地域全体の特徴もわかりますので、今後、市として行なうべき生活習慣病の予防対策の資料としても活用します。

2. 調査の方法

①アンケート調査

生活習慣や栄養に関するアンケート調査を行います。市の健康診査の受診票と同時にアンケート調査を配布しますので、自宅でご記入のうえ健康診査の際にご持参下さい。

②追加検査

基本健康診査の際に少し余分に（2ml程度）採血して追加の血液検査を行います。

3. その他

研究にご協力いただいた方には研究グループから謝品を差し上げます。また、追加検査と栄養調査の結果は、研究グループが解析し簡単な説明を付けてお返しします。

（栄養調査の結果は健康診査の結果票とは別に送付されます）

※調査への参加はあくまでも個人の意思によるものですが、二戸市の特徴を明らかにするには多くの方のご協力が必要です。ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、協力できないからといって検診が受けられなくなるということや、不利になることは一切ありません。不明な点がございましたら健康推進課 保健係へお問い合わせ下さい。

健康推進課 保健係 TEL 23-3111 (内線612~614)

*公益信託日本動脈硬化予防研究基金の助成による

岩手県北地域コホート研究グループ

代表 岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学講座教授 岡山 明

「岩手県北地域における多目的コホート研究」に伴う活動、データ提供および解析に関する契約書

〇〇町〇〇（以下「甲」という。）と、岩手医科大学衛生学公衆衛生学講座岡山明（以下「乙」という。）は、公益信託日本動脈硬化予防研究基金助成による「岩手県北地域における多目的コホート研究」において地域住民の健康特性を明らかにするため、以下の条項に基づいて業務委託契約を締結する。

〔信義誠実の義務〕

第1条 甲と乙両者は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

〔委託業務の内容〕

第2条 委託業務の内容は次のとおりとする。

- 1、甲で実施する健康調査に関わるデータの分析。
- 2、甲で実施する健康調査の効果的な実施のための必要な資源の提供および助言。
- 3、甲から提供されたデータを含む、複数の施設から集積されたデータ（以下、「集積データ」という。）に基づく総合的な解析。

〔履行期間〕

第3条 委託業務履行期間は平成14年4月1日から平成19年3月31日までとする。

〔履行期間の延長〕

第4条 甲と乙の双方が必要と認める場合は契約の履行期間を延長できるものとする。

〔契約費用の負担〕

第5条 データの分析において必要と認められる経費は乙が負担するものとする。但し、解析の必要の有無については甲、乙協議の上決定する。

〔機密の保持〕

第6条 乙は受託業務を処理するために知り得た基本健康診査及び健康調査の結果、住民情報等の機密についてはこれを他に漏洩することのないよう細心の注意を払い万全を期するものとする。これを保証するものとして以下の手順を定める。

- 1、甲の提供する個人情報（住所、自記式アンケート結果、検査等のデータ）は、乙の研究事務局である岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学講座の情報管理室内（常時施錠および入退室管理可能）でのみ個人識別可能な形で保持する。解析の際には管理室内で個人識別不可能なデータセットを作成した上で解析を行う。
- 2、乙の解析結果の公表は集積データのみで行う。

[再受託の禁止]

第7条 乙が受託した業務は乙の管理する研究室で行なうものとし、これを第三者に委託し、または請負わせないものとする。例外として、データの入力に関しては機密の保持について甲の同意を得た上で一部を委託できることとする。

[使用目的以外の使用の禁止]

第8条 乙は甲より提供された原始データ及びそのデータファイル(磁気テープ、磁気ディスク、その他の記憶媒体に記憶されているもの、以下「データファイル」という。)の使用目的以外の使用、又は第三者への提供は行なわないものとする。

[データファイル複製の禁止]

第9条 乙は委託業務以外にデータファイルを使用したり複写及び複製しないものとする。

[委託先における調査の実施]

第10条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

[データファイルの保管]

第11条 乙はデータファイルの保管については善良なる管理者の注意をもって保管し、管理するものとする。

[所有権・公表権の帰属に関する事項]

第12条 本契約に係わる甲の結果に関するデータファイル等の所有権は、甲に帰属するものとする。甲の単独データの公表は乙の同意のもと下記の原則に基づき公表する。

- 1、甲から提供されたデータを含む、集積データに基づく総合的な解析結果に関する公表権は乙が所有する。
- 2、甲単独または甲を含む集積データの一部に基づく、甲の公表に関しては1の事項を侵害しない範囲で、甲、乙協議の上決定する。

[甲の請求権]

第13条 甲は乙に対して、乙が委託業務の処理にあたり、乙の故意、過失により甲に損害を与えたときは、その損害を請求することができる。但し、天災地変等の不可抗力による場合は、乙はその責を負わないものとする。

[乙の請求権]

第14条 乙は、甲からの委託業務の処理にあたり、解析に必要な情報に不足が生じた場合、甲に対して提供を請求することができるものとする。

第15条 本事業を円滑に遂行するにあたり、乙は甲に対策に必要な人的資源および必要な物品を提供する。具体的な提供項目については協議の上決定する。

[その他]

第16条 本契約に定めのない事項については、信義誠実の原則に基づき、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約を証するために本書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通を保持する。

平成 年 月 日

甲

印

乙 公益信託日本動脈硬化予防研究基金助成による
「岩手県北地域における多目的コホート研究」
グループ代表

岩手医科大学衛生学公衆衛生学 教授 岡山 明 印

生活習慣調査の問診票

この研究調査は、市町村で今後行なうべき保健施策のための資料を収集するとともに、生活習慣および食習慣と脳卒中、がん、心筋梗塞との関係を明らかにするために、岩手県北地域の方々を対象に実施されます。皆様の生活習慣や食習慣はこの調査票より、また、生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中）の発症状況は病院を対象とする調査により調べられます。従って研究調査に参加された方のその後の状況について、電話や郵便などによりご迷惑をお掛けすることはありません。また、研究調査で得られた結果は集団のデータとしてのみ解析しますので、個人の結果が公表されることは絶対にありません。

どうぞ研究調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

**未記入欄が多い場合、会場で確認のために時間がかかります。
なるべくご記入のうえご来場下さい。**

わからない項目や答えにくい項目については空欄のままでも結構です。当日係員がお聞きします。研究調査にご参加いただけます方には、研究グループが受診料を一部負担いたします。

研究調査に協力しない場合でも検診受診に不利になることは一切ありません。

研究調査のために行なう追加検査の結果および栄養調査の解析結果は後日お送り致します。
下欄に住所、氏名、電話番号をご記入下さい。

郵便番号	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
ご住所	<input type="text"/>		
お名前	<input type="text"/>		
電話番号	<input type="text"/>	(<input type="text"/>) - <input type="text"/>

※内容確認のため、後日電話にて係がお尋ねする場合があります。